

善通寺市障害福祉計画

(第1期)

素案



善通寺市

目 次

	頁
1 基本的理念等	1
法令の根拠・趣旨	
基本的理念	
2 計画の期間及び見直しの時期	3
3 平成23年度の数値目標	3
施設入所者及び退院可能な精神障害者の地域生活への移行について	
福祉施設の利用者の一般就労への移行等について	
4 障害福祉サービスについて	4
指定障害福祉サービス等の計画表	6
5 地域生活支援事業について	4
地域生活支援事業の計画表	8
6 計画の達成状況の点検及び評価	10

1 基本的理念等

法令の 根拠・ 趣旨

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づき、国の基本指針に即して市町村が作成する障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

障害者自立支援法について

障害者自立支援法は、障害のある人たちの地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、従来の障害種別ごとで異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みに改めるため、平成17年11月に公布され、平成18年4月に施行されました。

総合的な自立支援システムの全体像は、障害福祉サービスと地域生活支援事業で構成されており、平成18年10月から全面的に実施されました。

新しい事業体系への移行は、今後5年間で段階的に進められていきます。

国の基本指針のポイント

全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

希望する障害のある人に日中活動サービスを保障

グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
福祉施設から一般就労への移行等を推進

基本的 理念

この計画の基本的理念は、「第2次善通寺市障害者福祉基本計画」における「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を基盤として、障害のある人たちの自立を支援し、障害のある人たちが地域の中で安心して暮らせる社会の実現を目指すことです。

ノーマライゼーションの理念とは

すべての人がともに生活し、互いに助け合う社会を実現するために、若者も高齢者も、障害のある人もない人も、ともに平等に社会の一員として生活し、活動する地域社会づくりを進める考え方

リハビリテーションの理念とは

障害のある人の人間回復という立場から、単に身体の機能回復のみでなく、障害のある人が人間としての尊厳を回復し、その能力を最大限に発揮できるよう、自立と社会参加を促進する考え方

善通寺市障害福祉計画は、善通寺市に暮らす障害のある人たちが、地域の中で自立した生活を営むためにどのような支援が必要なのか、その当面の方針について示したものです。

この計画の策定にあたり、障害のある人たちの自立生活を考えていく上では、次の3つの視点が重要になると考えました。

善通寺市障害福祉計画の3つの視点

障害のある人たちの意見やニーズを大切にし、自己決定を尊重すること。

障害のある人たちの地域生活を支えるサービスや、就労を進めていくための支援を整えていくこと。

将来の自立に向けた準備は子どもの時期から始まることを重視し、発達支援や家族支援を充実させていくこと。

以上の基本的な視点に基づき、この計画の中では、善通寺市における**今後5年間の障害福祉サービスや地域生活支援事業などについての段階的な取り組みの目標を示しています。**

障害者問題は、何も特別なものではありません。誰の身にも、いつでも身近になり得るものです。

この計画が、障害のある人たちやそのご家族、関係者の方々を含め、広く地域の中で、善通寺市の障害福祉のあり方について見つめ直し、お互いに意見交換を図るためのきっかけになればと考えています。

(アンケートについて)

この計画の作成にあたっては、障害のある人やそのご家族、関係者の方々の声をうかがうため、善通寺市内の福祉施設や養護学校などで、アンケートを実施しました。

どの意見も大変貴重なものばかりでした。既存の様々なサービスを利用されている方も多くいらっしゃいますが、全体的に感じられるのは、将来に対する不安感です。特に、ご家族の方など身内がいなくなった場合に対する不安が大きいものとなっています。

このため、ご家族や関係者の方だけでなく、地域で、社会で支えていくしくみづくりが重要だと考えています。

(周辺市町との連携)

また、障害のある人たちの福祉サービスは広範囲に点在しているため、善通寺市のみでなく、今後ますます周辺の市町との協力が不可欠となります。そのような観点から、周辺地域の福祉サービスの動向も視野に入れながら、今後柔軟に計画を見直していくことが大切です。

2 計画の期間及び見直しの時期

この計画は、平成18年度から平成20年度までを第1期とし、必要な見直しを平成20年度末までに行ったうえで、平成21年度から平成23年度までを第2期として作成されます。

第1期	・・・	平成18年10月	～	平成21年3月
第2期	・・・	平成21年4月	～	平成24年3月

3 平成23年度の数値目標

国の基本方針では、施設入所者等が地域の中で生活していくことの支援を掲げています。また、福祉施設から一般就労への移行も推進しています。

善通寺市においても、障害のある人たちが地域で自立できるよう支援していきます。

施設入所者及び退院可能な精神障害者の地域生活への移行について

施設入所者については、国や県は、平成23年度末までに施設入所者数を7%減少させることを目標としています。

善通寺市においても、3名以上の移行（7%減）を目標とします。

退院可能な精神障害者については、香川県の精神障害者退院促進事業の推進に合わせて、支援していきます。

善通寺市では、平成23年度末までに5名以上の移行を目標とします。

福祉施設の利用者の一般就労への移行等について

国は、平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者の数を、平成16年度の4倍とすることを目標としています。

香川県においても、平成16年度の授産施設からの就労率が1.6%と、全国1.3%とほぼ同程度であることから、同じく4倍を目標とし、香川県障害福祉計画において、平成18年度で10名、平成23年度で40名を目標としています。

善通寺市では、平成23年度末までに5名以上の移行を目標とします。

以上のほか、国の基本方針で示されている「訪問系サービス」「日中活動系サービス」の保障についても、充実化を図っていきます。

次のページから支援内容について紹介していきます。

4 障害福祉サービスについて

障害福祉サービスは、障害の種別にかかわらず、障害者の自立支援を目的に全国一律で共通に提供されるサービスです。

種類	障害福祉サービスには、介護の支援をする「 介護給付 」と生活上の訓練を支援する「 訓練等給付 」とがあります。
-----------	---

「介護給付」のサービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、療養介護、児童デイサービス、短期入所（宿泊付のもの）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援があります。

サービスを利用するにあたっては、障害の程度区分の認定が必要です。

「訓練等給付」のサービス

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助（グループホーム）があります。

また、それぞれのサービスは、次の3つに分類することもできます。

「訪問系サービス」……在宅の障害者のお宅を訪問して支援します。

「日中活動系サービス」……在宅者や施設入所者の日中活動を支援します。

「居住系サービス」……住まいの場を支援します。

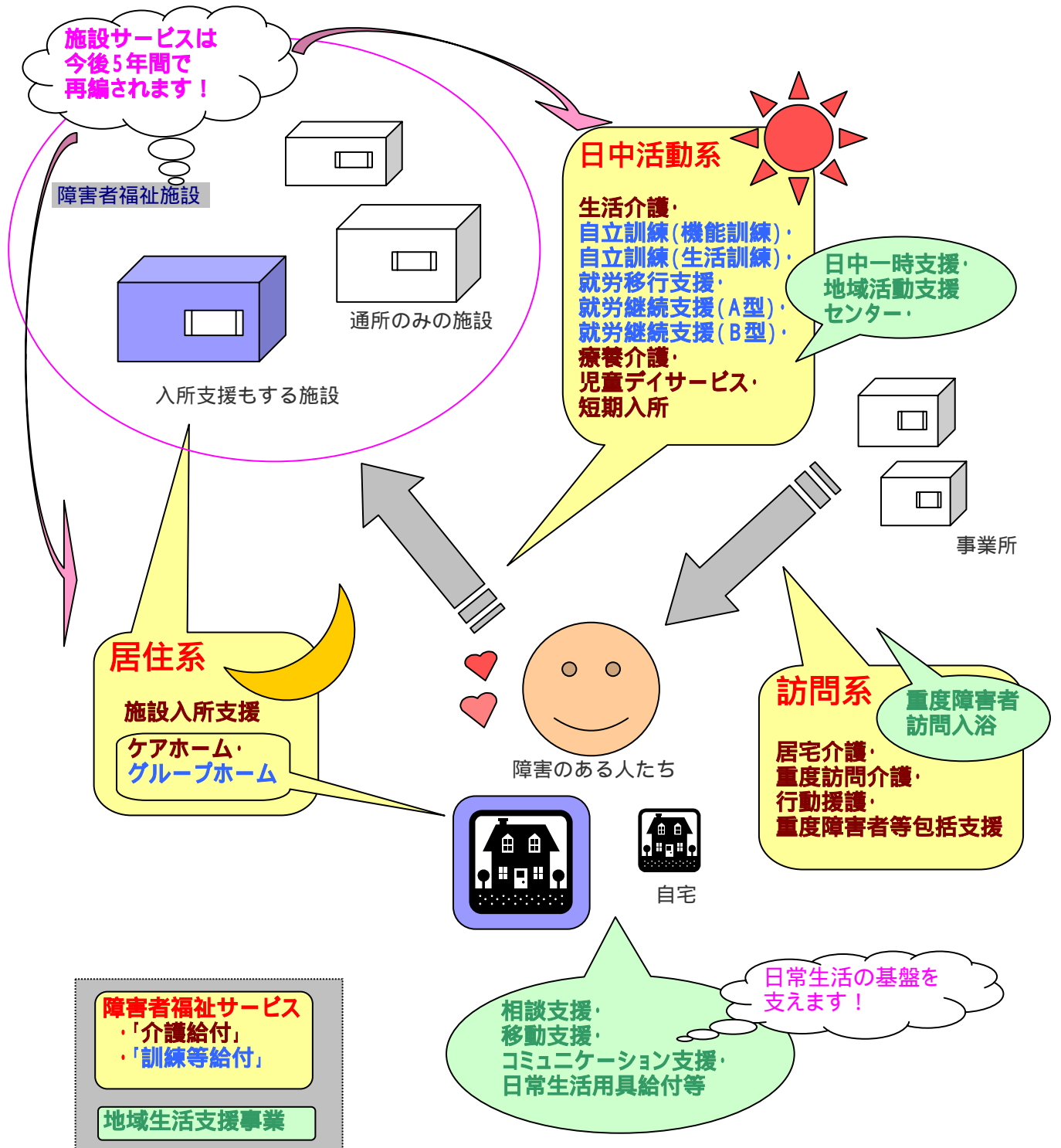
従来の障害者福祉施設で行われていたサービスは、**今後5年間の**中で、「日中活動系サービス」と「居住系サービス」とに大きく再編されることとなります。

5 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、都道府県や市町村が、障害福祉サービスのほかに障害者の地域生活を支援するための事業です。

種類	市町村の必須事業として、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、移動支援事業、日常生活用具の給付、地域活動支援センター事業があります。 善通寺市では、この他、在宅重度障害者訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、障害者地域自立生活体験事業などを行い、障害者やその家族の社会生活を支援していきます。
-----------	--

障害福祉サービス と 地域生活支援事業 のイメージ図



指定障害福祉サービス等の計画表

1月あたり、「人日分」は1人20日(児童デイは5日、短期入所は2日)で算定。
実施事業所などについては、市社会福祉課までお問い合わせください。

	サービス名	サービス内容	実施に関する考え方	必要な見込量の確保のための方策	見込量 単 位	H18	H19	H20	H23	サービス名	
						(10月～)					
訪問系	1 居宅介護	入浴、排泄又は食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービス	在宅の障害者の方が地域生活を営む上で必要な援助を行います。	相談支援事業所や中讃保健福祉事務所等と連携しながら、必要な支援を行います。	時間分	260	299	338	455	居宅介護	1
	2 重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する者を対象とした、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス(基本的に18歳以上の障害者が対象です。)	絶対数が急増することは考えにくい点から、施設入所者等が地域社会へ帰ってくる際、聞き取りを行い、意向に沿った支援をしていきます。	今後5年間の施設の動向を見守りつつ、相談支援事業所と連携をとりながら、入所者や通所者の希望を反映していきます。	時間分	308	308	488	668	重度訪問介護	2
	3 行動援護	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者又は障害児を対象とした、行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動の支援	外出時の支援としましては、地域生活支援事業のひとつである移動支援の情報も提供していきます。	サービス提供の事業所の把握に努め、情報提供していきます。	時間分	0	0	20	40	行動援護	3
	4 重度障害者等包括支援	常時介護を有する重度の障害者又は障害児であって、その介護の必要の程度が著しく高い者を対象とした、居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援	該当する障害者等に対して包括的な支援ができるように、相談支援事業所と連携し利用計画を調整していきます。	事業所の開設情報の把握に努めます。	時間分	0	0	260	520	重度障害者等包括支援	4
日中活動系	5 生活介護	常時介護を要する障害者を対象とした、主として日中に障害者支援施設などで行われる、入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会の提供など(18歳未満は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。)	今後5年間の施設の動向を見守りつつ、入所者や通所者の希望を尊重し、支援していきます。	県内の施設の今後の動向に注目し、情報収集及び提供に努めます。	人日分	86	206	426	920	生活介護	5
	6 自立訓練(機能訓練)	身体障害者に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援	同上	同上	人日分	0	0	20	160	自立訓練(機能訓練)	6
	7 自立訓練(生活訓練)	知的障害者又は精神障害者に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援	同上	同上	人日分	0	0	20	160	自立訓練(生活訓練)	7
	8 就労移行支援	一般就労等を希望する者に対し、有期限の支援計画に基づき、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労・定着を図る支援	障害者の方が就労できるよう、国や県の支援に対する動向を見極め、適切な情報収集及び提供に努めます。	国や県の支援に対する動向を見極め、適切な情報提供に努めます。	人日分	14	114	134	240	就労移行支援	8
	9 就労継続支援(A型)	一般企業での雇用が困難な者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援	同上	同上	人日分	0	0	20	120	就労継続支援(A型)	9
	10 就労継続支援(B型)	一般企業等での雇用が困難な者、一定年齢に達している者等に対し、一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援(雇用契約は結ばない)	就労への第1段階として捉え、就労や生産活動への意欲を生かせるよう、支援します。	サービス提供の事業所の把握に努め、養護学校等とも連絡をとりながら、情報提供していきます。	人日分	8	68	188	600	就労継続支援(B型)	10
	11 療養介護	主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助など(18歳未満は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。)	医学的管理の下での介護を必要とするため、設備のある病院等の動向に注目し、支援していきます。	香川小児病院をはじめとする療養型病院と連絡調整を図り、対象者の適正な把握に努めます。	人分	1	1	1	10	療養介護	11
	12 児童デイサービス	障害児を対象とした、肢体不自由児施設などに通わせて提供される、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など	障害児に対して、将来に向けての総合的な支援の第1段階として捉え、支援していきます。	養護学校や病院と連絡調整を図りながら、支援していきます。	人日分	30	35	40	40	児童デイサービス	12
	13 短期入所	介護者が病気の場合などにおける、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排泄、食事の介護など	障害者の方やご家族の方が安心して社会生活が営めるよう支援します。	サービス提供の事業所の把握に努め、情報提供していきます。	人日分	4	6	6	10	短期入所	13
	居住系	14 共同生活援助(グループホーム)	日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者又は精神障害者に対し、地域生活を営む住居において、相談その他日常生活上の援助	施設入所者等が地域社会の中で生活していくことを考えるとき、世話人が配置されているグループホームやケアホームなどの形態は、比較的安心感があるものと考えられます。こうした居住系サービスの充実を図っていきます。	近隣市町や相談支援事業所等と連絡調整を図りながら、情報収集に努めます。また、希望者には、事前にグループホーム「おりいぶ」での宿泊体験に参加するなど、共同生活に親しめる状況を提供します。	人分	2	6	10	20	共同生活援助(グループホーム)
15 共同生活介護(ケアホーム)		日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者又は精神障害者に対し、地域生活を営む住居において、入浴、排泄、食事の介護等の支援(基本的に18以上の障害者を対象としています。)			人分	4	8	11	20	共同生活介護(ケアホーム)	15
16 施設入所支援		夜間において、介護が必要な者や、通所することが困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者に対し、居住の場を提供するとともに、安定した日常生活が営めるよう支援(18歳未満は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。)	今後5年間の施設の動向を見守りつつ、入所者の希望を尊重し、支援していきます。	今後5年間の施設の動向を見守りつつ、入所者の希望を反映していきます。	人分	2	7	17	38	施設入所支援	16
その他	17 相談支援	自ら障害福祉サービスの利用計画がたてられない人に対して、その意向を聞き取り、サービス計画を立てていきます。	相談支援事業所等において、利用者の意向を聞き取り、支援します。	相談支援事業所と連絡調整し、支援していきます。	人分	4	6	8	10	相談支援	17

- 介護給付
- 訓練等給付

地域生活支援事業の計画表

1年あたり、実施事業所などについては、市社会福祉課までお問い合わせください。

事業名	事業の内容	実施に関する考え方	必要な見込量の確保のための方策	見込量 単 位	H18	H19	H20	H23	事業名	
					(10月～)					
1 相談支援事業	相談支援事業								相談支援事業	
	ア 障害者相談支援事業	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業	身体・知的相談については、近隣1市3町(善通寺市・多度津町・琴平町・まんのう町)、精神相談については近隣市町との情報交換に努め、効率的な事業の運営に努めます。	実施箇所	8	8	8	8	障害者相談支援事業 ア	
	イ 地域自立支援協議会	中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進し、相談支援事業を効果的に実施するために、地域自立支援協議会を設置し、障害者を支えるネットワークを構築する事業	身体知的精神の関連団体等が2ヶ月毎に協議する「中讃圏域(西部)サービス調整会議」を基盤として、H18年度に、さらに充実した協議会へと発展させていきます。	実施箇所	1	1	1	1	地域自立支援協議会 イ	
	市町村相談支援機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする事業	専門的職員としては、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者が配置要件となるため、専門的な相談は当面、相談支援事業の範囲内で対処していきます。	実施箇所	0	0	0	0	市町村相談支援機能強化事業	
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者又は精神障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業	簡易な相談は相談支援事業の範囲内で対処し、今後の動向をみて検討していきます。	相談支援事業の委託業者等からの相談内容の実態の把握に努めます。	実施箇所	0	0	0	0	住宅入居等支援事業
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする事業	該当する知的障害者や精神障害者の権利擁護を図るため、成年後見制度は効果的であることから、早期実現に向けて検討していきます。	高齢者の成年後見制度の設立と合わせて、早期実現に向けて検討していきます。	実施箇所	0	1	1	1	成年後見制度利用支援事業
	コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業	既に市役所に配置している週2回の手話通訳者の活動のほか、要約筆記事業を展開し、中途失聴者に対しても支援していきます。	潜在的なニーズの掘り起こしのため、広報等で事業を周知していきます。	実利用人員	10	10	10	10	コミュニケーション支援事業
3 日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業	重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者であって、当該用具を必要とする者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具給付を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業							日常生活用具給付等事業	
	介護訓練支援用具	身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなど	障害者自立支援法の自立を促す精神に則し、身体障害者更生相談所等の助言を得ながら、必要性に応じた支援を行います。また、排泄管理支援用具は、従前、舗装具としての取り扱いであったことも鑑み、迅速な支援に努めます。	件数	1	1	1	1	介護訓練支援用具	
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、入浴、食事、移動の自立生活を支援する用具		件数	2	2	2	2	自立生活支援用具	
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、在宅療養等を支援する用具		件数	3	3	3	3	在宅療養等支援用具	
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、情報収集や情報伝達や意思疎通等を支援する用具		件数	5	5	5	5	情報・意思疎通支援用具	
	排泄管理支援用具	ストマ用器具などの排泄管理を支援する衛生用品		件数	262	532	544	580	排泄管理支援用具	
	住宅改修費	障害者(児)の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの		件数	2	2	2	2	住宅改修費	
4 移動支援事業	屋外での移動に著しい制限のある障害者等に対し、外出のための支援を行う事業	利用者が広く社会参加できるよう適正な支援に努めます。	今後の増加が予想されるサービス量が確保できるよう、単価等について近隣市町との情報交換に努めます。	実施箇所 実利用人員 延利用時間	13 31 3,000	13 33 6,400	13 35 6,800	13 41 8,000	移動支援事業	
5 地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター 型	専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施する事業。相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。	主として日中の居場所が確保しにくい在宅の精神障害者の方が社会参加する場として支援していきます。	実施箇所 実利用人員	4 20	3 25	3 25	3 25	地域活動支援センター 型	
	地域活動支援センター 型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する事業	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、社会生活に必要な訓練等を提供し、支援していきます。	実施箇所 実利用人員	3 3	4 5	4 5	4 5	地域活動支援センター 型	
	地域活動支援センター 型	地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業。実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていること	市内にある 型事業所を中心に、利用者が通所することで生活にリズムをもたらさし、活気ある日常生活を過ごすことができるよう支援していきます。	安定した運営が継続されるよう広報やホームページ等を活用し、事業所を紹介していきます。	実施箇所 実利用人員	3 21	5 25	5 25	5 25	地域活動支援センター 型
	訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な肢体不自由者に対し、該当者の健康保持と家族の負担軽減を図るために行う訪問入浴サービスを提供する事業	平成15年度からの事業実績を踏まえ、今後も利用者の負担軽減のため支援していきます。	広報等で情報を提供していきます。	実利用人員	2	2	3	3	訪問入浴サービス事業
7 日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要である障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業	障害福祉サービスのひとつである「短期入所」は宿泊付きの短期入所に限られるようになったため、それを補うべく、市の地域生活支援事業の中で、障害者等の家族の日中の一時的な支援を行います。	同上	実利用人員	10	12	12	15	日中一時支援事業	
8 障害者地域自立生活体験事業	障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする事業	宿泊体験を行うことで、より日常生活にひととおり必要な訓練を行えると考えられることから、モデル事業として従来行ってきた地域自立生活体験事業を継続していきます。	障害者地域自立生活体験事業(宿泊を伴う生活体験事業)において、日常生活上の訓練や指導を行い、支援していきます。	実利用人員	10	12	12	15	障害者地域自立生活体験事業	

6 計画の達成状況の点検及び評価

方法等

毎年度末に、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の利用状況を調査し、見込み量との比較の上、第2期の見直しに向け点検します。

第1期の障害福祉計画の評価は、第2期の障害福祉計画策定時にあわせて行い、第2期の計画作成に反映していきます。

この計画をより実行性の高いものにするために、障害のあるご本人や家族の方々の意見にも常に耳を傾けていきます。

また、日頃、障害のある人たちと身近に接している福祉関係の団体等と情報交換会などを開催して、多様な意見をストックしながら、第2期の計画作成に反映していきます。

おわりに

今後、当事者や関係者の方々の意見が出され、様々な立場にある市民の方々の協力を結集することによって、この計画がより実効性のあるものになることを願っています。